第八十三条第一項中「平成二十七年三月三十一日」を「平成二十九年三月三十一日」に、「千分の三」を「千分の三・五」に改め、同条第二項中「平成二十七年三月三十一日」を「平成二十九年三月三十一日」に改める。

第八十三条の二第一項中「平成二十七年三月三十一日」を「平成二十九年三月三十一日」に改め、「倉庫等（倉庫及び倉庫の敷地の用に供する土地をいう。以下この条において同じ。）以外の」を削り、同条第二項及び第三項中「平成二十七年三月三十一日」を「平成二十九年三月三十一日」に改め、「倉庫等以外の」を削る。

第八十三条の三第一項中「平成二十七年三月三十一日」を「平成二十九年三月三十一日」に改める。

第八十五条第二項中「第二十八条第三項」を「第二十八条第四項」に改める。

第八十六条第一項中「をいう」を「をいい、同項第八号の二に規定する特定資産の譲渡等に該当するものを除く」に改める。

第八十六条の四の見出し中「課税資産の譲渡等」の下に「及び特定課税仕入れ」を加える。

第八十七条の五第一項中「平成二十七年三月三十一日」を「平成二十八年三月三十一日」に改める。

第八十七条の七第二項中「第二十八条第三項」を「第二十八条第四項」に改める。

第八十八条の二第一項中「平成二十七年三月三十一日」を「平成二十八年三月三十一日」に改める。

第八十八条の三第二項中「第二十八条第三項」を「第二十八条第四項」に改める。

第九十条の四の三第一項中「第二条第一項第十五号に規定する発電事業者」を「第二条第一項第十五号に規定する一般電気事業者又は同項第四号に規定する卸電気事業者」を「第二条第一項第十五号に規定する発電事業者」に、「平成二十七年三月三十一日」を「平成三十二年三月三十一日」に改める。

第九十条の十一第一項中「第九十条の十二第一項各号、第二項各号及び第三項各号（これらの規定を同条第六項において準用する場合を含む。）に掲げる検査自動車」を「免税対象車等（第九十条の十二第一項から第四項までの各号に掲げる検査自動車及びエネルギーの消費に係る環境への負荷の程度が当該検査自動車と同程度であるものとして政令で定める検査自動車をいう。次条第一項並びに第九十条の十一の三第一項及び第二項において同じ。）」に改める。

第九十条の十一の二第一項中「第九十条の十二第一項各号、第二項各号及び第三項各号（これらの規定を同条第六項において準用する場合を含む。）に掲げる検査自動車」を「免税対象車等」に改める。

第九十条の十一の三第一項及び第二項中「並びに次条第一項各号、第二項各号及び第三項各号（これらの規定を同条第六項において準用する場合を含む。）に掲げる検査自動車」を「及び免税対象車等」に改める。

第九十条の十二第一項中「平成二十四年五月一日から平成二十七年四月三十日まで」を「平成二十七年五月一日から平成二十九年四月三十日まで」に改め、同項第四号イ中「又は車両総重量が二・五トン以下の乗合自動車（専ら人の運送の用に供する自動車で、乗用自動車以外のものをいう。以下この条において同じ。）若しくは貨物自動車」を削り、同号イ⑴中「この号、次項第一号及び第三項第一号」を「この条」に改め、同号イ⑶中「であつて平成二十七年度」を「（ロ⑶において「基準エネルギー消費効率」という。）であつて平成三十二年度」に、「平成二十七年度基準エネルギー消費効率」を「平成三十二年度基準エネルギー消費効率」に改め、同号ロ⑶中「百分の百十」を「百分の百十五」に改め、同号ロを同号ハとし、同号イの次に次のように加える。

ロ　車両総重量が二・五トン以下の乗合自動車（専ら人の運送の用に供する自動車で、乗用自動車以外のものをいう。以下この条において同じ。）又は貨物自動車のうち、次のいずれにも該当するもので財務省令で定めるもの

⑴　平成十七年揮発油軽中量車基準に適合すること。

⑵　窒素酸化物の排出量が平成十七年揮発油軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

⑶　エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率であつて平成二十七年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下この条において「平成二十七年度基準エネルギー消費効率」という。）に百分の百二十五を乗じて得た数値以上であること。

第九十条の十二第一項第五号イ中「この号、次項第二号イ及びロ並びに第三項第二号イ及びロ」を「この条」に改め、同号ロ⑶中「百分の百十」を「百分の百十五」に改め、同号ハ⑴中「この号、次項第二号ハ及びニ並びに第三項第二号ハ及びニ」を「この条」に改め、同号ハ⑶中「百分の百十」を「百分の百十五」に改め、同条第二項中「平成二十四年五月一日から平成二十七年四月三十日まで」を「平成二十七年五月一日から平成二十九年四月三十日まで」に改め、同項第一号イ中「又は車両総重量が二・五トン以下の乗合自動車若しくは貨物自動車」を削り、同号イ⑶中「平成二十七年度基準エネルギー消費効率」を「平成三十二年度基準エネルギー消費効率」に改め、同号ハ⑶中「百分の百十」を「百分の百十五」に改め、同号ハを同号ニとし、同号ロ⑶中「百分の百五」を「百分の百十」に改め、同号イの次に次のように加える。

ロ　車両総重量が二・五トン以下の乗合自動車又は貨物自動車のうち、次のいずれにも該当するもので財務省令で定めるもの

⑴　平成十七年揮発油軽中量車基準に適合すること。

⑵　窒素酸化物の排出量が平成十七年揮発油軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

⑶　エネルギー消費効率が平成二十七年度基準エネルギー消費効率に百分の百二十を乗じて得た数値以上であること。

第九十条の十二第二項第二号イ⑶中「百分の百五」を「百分の百十」に改め、同号ロ⑵中「百分の百十」を「百分の百十五」に改め、同号ハ⑶中「百分の百五」を「百分の百十」に改め、同号ニ⑵中「百分の百十」を「百分の百十五」に改め、同条第三項中「前二項」の下に「又は第九十条の十四第一項」を加え、「平成二十四年五月一日から平成二十七年四月三十日まで」を「平成二十七年五月一日から平成二十九年四月三十日まで」に改め、同項第一号イ中「又は車両総重量が二・五トン以下の乗合自動車若しくは貨物自動車」を削り、同号イ⑶中「平成二十七年度基準エネルギー消費効率」を「平成三十二年度基準エネルギー消費効率」に改め、同号ハ⑶中「百分の百五」を「百分の百十」に改め、同号ハを同号ニとし、同号ロ⑶中「平成二十七年度基準エネルギー消費効率」の下に「に百分の百五を乗じて得た数値」を加え、同号ロを同号ハとし、同号イの次に次のように加える。

ロ　車両総重量が二・五トン以下の乗合自動車又は貨物自動車のうち、次のいずれにも該当するもので財務省令で定めるもの

⑴　平成十七年揮発油軽中量車基準に適合すること。

⑵　窒素酸化物の排出量が平成十七年揮発油軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

⑶　エネルギー消費効率が平成二十七年度基準エネルギー消費効率に百分の百二十を乗じて得た数値以上であること。

第九十条の十二第三項第二号イ⑶中「平成二十七年度基準エネルギー消費効率」の下に「に百分の百五を乗じて得た数値」を加え、同号ロ⑵中「百分の百五」を「百分の百十」に改め、同号ハ⑶中「平成二十七年度基準エネルギー消費効率」の下に「に百分の百五を乗じて得た数値」を加え、同号ニ⑵中「百分の百五」を「百分の百十」に改め、同条第五項を削り、同条第四項中「第六項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。」及び「、平成二十六年三月三十一日までに第一項の規定の適用を受けた検査自動車にあつては、当該自動車検査証の交付等に係る自動車重量税の税額は、自動車重量税法第七条第一項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した金額に百分の五十を乗じて計算した金額とし、同年四月一日以後に第一項の規定の適用を受けた検査自動車にあつては」を削り、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。